



◎岡山県告示第四百二十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和六年九月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

サーingas共和株式会社

代表取締役 松尾 勝也

二 液化石油ガス販売事業者の住所

岡山県倉敷市西阿知町新田六三三番地の一

三 保安確保機器の設置及び管理の方法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商

産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる方法

四 認定年月日

令和六年九月十二日

◎岡山県告示第四百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年九月二十日

指定した医療機関

名称

さくら薬局正田店

所在地

新見市正田二七番地三

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日

令和六年九月一日

◎岡山県告示第四百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和六年九月二十日

更新年月日

指定を更新した医療機関

所在地

令和六年九月一日

みどり薬局

真庭市下方五八四―一

◎岡山県告示第四百二十五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
令和六年九月二十日

番号	図 書 名	著 者	岡 山 県 知 事	伊 原 木	隆 太
1	たいせつなふく	おりと しのぶ	発 行 所	対 象	
2	トドにおとどけ	大塚 健太	ニ コ モ	幼 児	
		かのう かりん	パ イ インターナショナル	”	
3	わたしにまかせて！ アポロ13号をすくった数学者	ヘレーン・ベッカー	子どもの未来社	小学生（中）	
		ダウ・プリラク			
		さくま ゆみこ			
4	子どもカウンセリングいじめ ～いじめられちゃった・いじめちゃった・いじめを 見ちゃった 自分を助ける方法～	寺戸 武志	少年写真新聞社	小学生（高）	
5	THE SEA TURTLE ウミガメ	アレン 玉井光江	東 京 書 籍	”	
		村本 ちひろ			
		奥山 隼一			
6	すごいグラウンドの育て方 阪神甲子園球場のひみつ	金沢 健児	G a k k e n	”	
7	学校に行かない僕の学校	尾崎 英子	ポ プ ラ 社	中 学 生	
8	ちよっぴりながもちするそうです	ヨシタケ シンスケ	白 泉 社	”	

# 令和6年9月20日 岡山県公報 第12636号

## ◎岡山県告示第四百二十六号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和六年九月二十日

岡山県知事 伊原 隆 次

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	エキサイティングブックス！ 2024年10月号	文友舎
2	”	グッチュDVD 2024年10月号	祐生出版
3	”	世界一のAVマガジンFANZA 2024年10月号	ジーオーテ
4	”	リンクス 2024年9月号	幻冬舎リンクス

◎岡山県告示第四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年九月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

赤磐市由津里字久保奥五六一の一、五七三、五七八、五七九、五八〇の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字久保奥五六一の一、五七三、五七八、五七九、五八〇の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年9月20日 岡山県公報 第12636号

〔五〇五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、真庭市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	真庭市宮地、山田、一色及び栗原地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量及び四級基準点測量）
測量期間	令和六年七月四日から同年九月三十日まで

令和6年9月20日 岡山県公報 第12636号

〔五〇六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市下庄及び松島地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び水準点測量等）	測量の種類
令和六年九月十九日から令和七年一月十日まで	測量期間

令和6年9月20日 岡山県公報 第12636号

〔五〇七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市粒江、藤戸町藤戸及び藤戸町天城地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び路線測量等）	測量の種類
令和六年九月十七日から同年十二月二十日まで	測量期間

〔五〇八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年九月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市仁堀中字寄宮一四九九番一、字鹿堀一五〇〇番七、字兔田一五一〇番、一五一二番一、一五一二番二、一五一二番三、字榎ヶ嶋一五二五番一、字脇田尻一六一二番四、一六一三番一、字脇田一六一四番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市矢部二三二番地の一

大松精機株式会社

代表取締役 松永 光弘

三 許可年月日及び許可番号

令和六年八月二十日岡山県指令建指第二二二号

〔五〇九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年九月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市仁堀中字寄宮一四九九番一、字鹿堀一五〇〇番七、字兔田一五一〇番、一五一一番一、一五一二番二、一五一二番三、字榎ヶ嶋一五二五番一、字脇田尻一六一二番四、一六一三番一、字脇田一六一四番一

二 公共施設の種類

消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市矢部二二三番地の一

大松精機株式会社

代表取締役 松永 光弘

五 許可年月日及び許可番号

令和六年八月二十日岡山県指令建指第二一二号

# 令和6年9月20日 岡山県公報 第12636号

〔五一〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年九月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量  
サイバー電磁的記録解析用資機材 一式
- 二 借入期間  
令和六年十二月一日から令和九年十一月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日  
令和六年九月五日
- 五 落札者の名称及び所在地  
扶桑電通株式会社岡山営業所  
岡山市北区磨屋町三番一〇号
- 六 落札金額  
一月当たり一、八四二、五〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一六七、五〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 八 入札公告日  
令和六年七月二日

◎岡山県人事委員会規則第十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月二十日

岡山県人事委員会委員長

安田

寛

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項中

広報官  
通信指令官（公安職給料  
表の七級の職に限る。）

を

広報官

に、

センター長（行政職給料  
表の六級及び公安職給料  
表の七級の職に限る。）

を

センター長（行政職給料  
表の六級及び公安職給料  
表の七級の職に限る。）  
戦略官

に改める。

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和六年九月二十日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一口の表警察の項中

広報官  
通信指令官

を

「  
広報官  
」

に、

「  
センター長  
」

を

「  
センター長  
戦略官  
」

に改める。

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

〔八〕令和六年三月二十九日付け（号外）公布岡山県災害対策本部規程の一部改正（岡山県訓令第一号）に誤りがあった。

五・終わりから五	頁・行
林産物抛出施設	誤
林産物搬出施設	正

〔九〕昭和四十四年三月二十九日付け（号外）公布岡山県条例第十二号（岡山県土地開発基金条例）に誤りがあった。

頁・段・行	
九・下・終わりから三	誤
公用に供する	
公共用に供する	正

一四・四	頁・行
第二百十六條	誤
第二百十六條	正

〔一〇〕令和六年三月二十二日付け（号外）公布介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例（岡山県条例第七十四号）に誤りがあった。

〔一〕 令和六年三月二十二日付け（号外）公布介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例等の一部を改正する条例（岡山県条例第七十七号）に誤りがあつた。

頁・行	誤	正
二・三	「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え	「重要事項を」を「重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を」に改め

(一三) 令和六年三月二十九日付け(号外)公布岡山県行政組織規則の一部を改正する規則(岡山県規則第二十七号)に誤りがあつた。

頁・行	五・終わりから一 六・六
誤	岡山県森林審査会
正	岡山県森林審議会

〔一三〕 令和六年三月二十九日付け（号外）公布岡山県事務処理規則の一部を改正する規則（岡山県規則第二十八号）に誤りがあった。

頁・行	三・終わりから九
誤	(5)を(2)とし、
正	(5)を(2)とし、同項を同部10の項とし、